

「委託契約に関する入札保証金の取扱いに係る説明書」を改正します。

財政局契約第二課が発注する一般競争入札（条件付）の委託契約においては、平成29年4月1日以降に締結する契約から、「入札保証金制度」を導入しています。（導入時のご案内については、平成29年1月30日付の[「財政局発契約第二課発注の委託契約に入札保証金制度を導入します。」](#)をご参照ください。）

このたび、本制度の詳細について定めた「委託契約に関する入札保証金の取扱いに係る説明書」を以下のとおり改正します。

1 改正の概要

改正箇所	改正内容
2 入札保証に係る書類の提出方法 (1) 現金で納付する場合	「入札保証金納付書兼領収書発行依頼書」（別紙1）の契約第二課への提出期限について、「 <u>入札期間の初日の2日前（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日まで）を含まないものとして計算することとする。</u> 」の午後5時まで」と決めました。
別紙3 入札保証金払出請求書 (振込先金融機関)	「 <u>口座名義人欄</u> 」を追加しました。

2 改正時期

平成29年7月4日以降に公告する委託契約について適用します。

※平成29年6月27日までに公告した委託契約については、従前の定めによります。

詳細については、「[委託契約に関する入札保証金の取扱いに係る説明書](#)」を参照してください。

財政局契約第二課 委託契約係
電話 045-671-2186, 2250